

## 群馬中央病院附属介護老人保健施設 利用約款

独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院附属介護老人保健施設（以下「附属老健」という）と様（以下「利用者」という。）とは、次の条項により、利用約款を締結します。

### （約定の目的）

- 第1条 この約款は、介護保険法令及び群馬中央病院附属介護老人保健施設運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところにより、附属老健は、介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供し、利用者は、その施設サービス等に対する利用料等の支払を約することについて定めることを目的とします。
- 2 施設サービス等は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、及び居宅における生活への復帰を目指し、かつ、安心して居宅における療養生活が継続できるよう支援するために行うものとします。

### （サービスの内容の説明と同意）

- 第2条 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、この約款の締結の前に、利用を申し込みしようとする者及びその家族に対し、重要事項説明書（別紙1）及びサービス内容説明書（別紙2）及び個人情報の取扱について（別紙3）に基づき説明をし、サービス開始についてその同意を得なければならないとします。
- 2 前項の同意が得られた場合は、同意書（別紙4）を作成するものとし、その作成の時からこの約款は有効に成立するものとします。
- 3 前2項の規定は、指定短期療養介護事業（以下「短期入所」という。）及び指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）の利用開始しようとするときも同様とします。
- 4 短期入所及び通所リハビリに当たっては、前回の利用の終了日から3ヶ月以上利用がなかった場合には、改めて約款を締結するものとします。

### （施設サービス計画等に基づくサービスの提供）

- 第3条 附属老健は、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）の希望及び利用者について把握された課題並びに附属老健の医師の診療方針に基づき、施設サービス等の提供に当たる従業者による協議の上、施設サービス計画、短期入所療養介護計画又は通所リハビリテーション計画（以下「施設サービス計画等」という。）の原案を利用者等に説明し、その同意を得られなければならないものとします。
- 2 附属老健は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画等の写しを利用者等に交付するとともに、同計画等に基づいて、施設サービス等を提供します。
- 3 附属老健は、利用者が附属老健を利用した日から3ヶ月ごとに居宅における生活への復帰の可否を検討するものとし、施設サービス計画等の変更をする必要があると認められた場合は、新たに利用者等の同意を得て、施設サービス計画等を変更します。ただし、利用者の心身の状態に大きな変化があった場合は、3ヶ月以内であっても随時施設サービス計画等を見直すものとします。

(重要事項説明書等)

第4条 運営規程の概要、従業員の勤務態勢その他のサービスの選択に資する重要事項は、別紙1のとおりです。

2 附属老健が利用者に提供する施設サービス等の内容は、別紙2のとおりです。

(利用者からの解除)

第5条 利用者は、附属老健に対し、利用の終了の意思を表明することにより、この約款を解除することができます。

(利用の期間)

第6条 附属老健は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、附属老健は利用者に対し、この約款に基づく介護保健施設サービスの提供を解除することができるものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立又は要支援とされた場合
- 二 利用者が定期的実施される、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する会議において、利用者が退所して居宅で生活できると判断された場合
- 三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、附属老健の提供できる適切な介護保健施設サービスを超えると判断された場合
- 四 利用者が次条に規定する利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合
- 五 その他利用者が次条に規定する利用料等に対し、公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、附属老健は利用者に対し、この約款に基く短期入所療養介護又は通所リハビリテーションの提供を解除することができるものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- 二 利用者の居宅サービス計画で定められた利用の範囲を超えて利用する場合
- 三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、附属老健の提供できる適切な短期入所療養介護又は通所リハビリテーションを超えると判断された場合
- 四 利用者が次条に規定する利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合
- 五 その他利用者が附属老健の職員又は他の利用者等に対し、公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料等の支払い)

第7条 利用者及び扶養者(別紙4の身元保証人及び連帯保証人、以下扶養者とする。)は、施設サービス計画等に基づくサービスの提供を受けたときは、運営規程第11条に定めるところにより利用料等を附属老健に支払う義務があります。なお、扶養者が支払いの義務を負う金額の上限(極度額)は、300万円とします。ただし、入所期間の延長等により、契約した「極度額」を超えることが確実となった際は、利用者及び扶養者と

当施設との協議により新たな極度額を設定し、再契約を行う場合があります。

- 2 附属老健は、施設サービス等の提供を受けた月に係る利用料等の合計金額を記載した請求書及び明細書をその翌月の15日までに交付し、利用者及び扶養者は、その月の末日までに支払うものとします。その支払方法は、利用者等の意思を尊重し、決定します。
- 3 附属老健は前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者に領収証を交付します。

#### (緊急時の対応)

第8条 附属老健の医師の医学的判断により、利用者について併設医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 附属老健の医師が利用者に対し、施設サービス等における対応が困難であると認めた場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門医療機関を紹介します。
- 3 前2項に定めるもののほか、施設サービス等の利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、利用者等が指定する者に緊急に連絡します。

#### (身体拘束ゼロの方針)

第9条 附属老健は、運営規程第4条に定めるところにより、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下単に「身体拘束」という。）ゼロを目指します。

- 2 運営規程第4条のただし書より、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、次の手順により行います。
  - 一 附属老健の医師は、あらかじめ、利用者等に、やむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況並びに拘束の態様及びその時間等緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。なお、あらかじめ同意を得ることができなかつたときは、身体拘束後直ちに同意を得るものとします。
  - 二 附属老健の医師は、診療録等に利用者の心身の状況、適切と判断される身体拘束の態様及びその時間等を記載するものとします。
  - 三 附属老健の職員が、附属老健の医師の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係わる記録に利用者の心身の状況、身体拘束の態様及びその時間、その他特記事項を記載するものとします。

#### (個人情報保護)

第10条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、別紙3「個人情報の取り扱いについて」に係る情報提供については、当施設は利用者及び扶養者から、あらかじめ別紙4「利用同意書」により同意を得たうえで行うこととします。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### (要望及び苦情の処理)

第11条 附属老健は、運営規程第18条に定めるところにより、利用者等からの要望及び苦情の処理を行います。

- 2 利用者等は、施設が提供する施設サービス等に関して要望又は苦情があるときは、介護支援専門員・支援相談員又は附属老健が定める職員に直接申し出てください。
- 3 前項による申し出のほか、施設内に設置してある「ご意見箱」に要望及び苦情の内容を投函し、申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第12条 附属老健は、運営規程19条4項に定めるところにより、施設サービス等の提供により附属老健の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとする。
- 2 利用者の責めに帰すべき事由によって附属老健が損害を被った場合は、利用者及び扶養者はその損害を求められることがあります。

(サービスに関する記録)

- 第13条 附属老健は、利用者について作成した施設サービス等に関する記録(施設サービス等計画書、診療録その他の施設サービス等の提供内容に関する記録及び居宅への復帰の可能性について検討の記録等)を利用の完了日から少なくとも5年間は保存します。
- 2 利用者又はその代理人は、前項の記録のうち利用者に係る部分について、閲覧又はコピーをすることができます。ただし、利用者以外の個人等の情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとします。
- 3 前項のコピーの際、附属老健は利用者又はその代理人に対し、コピーに係わる実費相当額を請求することができます。

(疑義の決定)

- 第14条 この約款に疑義ある時又は定めのない事項については、介護保険法令及び運営規程の趣旨に照らして、利用者又は扶養者と附属老健が誠意をもって協議するものとします。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

# 重要事項説明書

様

あなたに対する群馬中央病院附属介護老人保健施設が行う介護保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーションを提供するに当たって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条・第119条及び第155条・第125条の規程により、次のとおり説明します。この内容は、重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

年 月 日

説明者 大井 和彦（ ）横澤 真吾（ ）木村 公祐（ ）

## 1 事業者の概要

- ① 事業者の名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ② 主たる事務所の所在地 東京都港区高輪3-22-12
- ③ 代表者 山本 修一

## 2 施設の概要

- ① 名称 群馬中央病院附属介護老人保健施設
- ② 施設の所在地 前橋市紅雲町1-7-13
- ③ 介護保険事業所番号 1050180080
- ④ 管理者 施設長 内藤 浩
- ⑤ 電話番号等 電話 027(221)2011  
FAX 027(220)5219
- ⑥ 敷地面積 10,770.00㎡ (病院敷地含む)
- ⑦ 建築面積 1,598.65㎡
- ⑧ 延床面積 4,269.47㎡
- ⑨ 建物構造 鉄骨造3階
- ⑩ 居室 

2階 個室(8室)	2人部屋(1室)	4人部屋(10室)	計19(室)
3階 個室(8室)	2人部屋(1室)	4人部屋(5室)	計14(室)
- ⑪ 主な施設 機能訓練室  
食堂  
レクリエーションホール  
家族介護教室(ADL室)

浴室（一般浴・機械浴）  
通所リハビリテーションホール  
その他 洗濯室 相談室  
併設 居宅介護支援センター

### 3 施設・事業の目的及び運営方針

#### ① 目的

独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院附属介護老人保健施設(以下「附属老健」という。)において実施する介護老人保健施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護老人保健施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

#### ② 運営の方針

- (1) 附属老健は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- (2) 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）は、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）が居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護・医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、並びに要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とする。
- (3) 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
- (4) 附属老健は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供します。
- (5) 附属老健は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- (6) 附属老健は、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護老人保健施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (7) 附属老健は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- (8) 附属老健の従業員は、施設サービス等の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明します。

#### 4 職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

#### 5 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日 原則として月曜日から金曜日ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までは除くものとします。

営業時間 原則として午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、利用者の選定により通常要する提供時間を超えて行う通常リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。

#### 6 施設サービス等の内容

約款別紙2（サービス内容説明書）のとおりです。

#### 7 利用料金等の額

運営規程別表第2のとおりです。

#### 8 事故発生時の対応

- ① 附属老健は、事故発生時の対応システムについて、附属老健安全対策委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② 附属老健は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡します。また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告することとします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らなかった出来事（インシデント）についても、同様とします。
- ④ 附属老健は、施設サービス等の提供により附属老健の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。また、利用者の責めに帰すべき事由によって附属老健が損害を被った場合は、利用者及び扶養者はその損害の賠償を求められることがあります。

#### 9 要望及び苦情処理の体制

- ① 附属老健は、提供した施設サービス等に関し、利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望及び苦情の受付責任者は副施設長、苦情受付者は支援相談員とし、苦情の処理は、附属老健運営会議にて検討し対処致します。
- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情を受けするため、施設内に「ご意見箱」を設置します。
- ④ 外部の苦情受付窓口 前橋市福祉部介護保険課 電話 027-224-1111  
群馬県国民健康保険団体連合会 電話 027-290-1323
- ⑤ 提供サービスの第三者評価の実施状況  
実施なし。

# サービス内容説明書

## 1 提供するサービスの内容

群馬中央病院附属介護老人保健施設における施設サービス等は、利用者の希望や課題を考慮し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

### ① 医療

医師による利用者の健康状態にあった適切な医療を提供します。医師による定期診察は随時行います。入所中の内服薬については施設からの処方となり、担当医師の判断で変更する場合があります。また、入所中の他科受診に関しては、担当医師が必要だと判断した場合に、利用者、家族等と相談のうえ受診を行います。

### ② 看護・介護

利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

### ③ 機能訓練

機能訓練を重視し、常勤の理学療法士による個別リハビリ訓練を随時行っています。個人の能力を生かしたレクリエーションのプログラムを組み、機能訓練の一環として活用しています。

### ④ 食事

栄養士による栄養バランスを考えた食事を提供します。食事は、健康状態が悪くない限り、食堂においてお摂りいただきます。

朝食 8時      昼食 12時      おやつ 15時      夕食 18時

なお、病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、附属老健の医師の管理の下、治療食等の特別食を提供します。

### ⑤ 入浴

週に最低2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合もあります。入浴に介助を必要とする利用者には、寝たままで利用できる特殊浴槽で対応します。

## 2 利用料金等について

運営規程別表第2に記載されています。

なお、利用料金等については、利用者の経済状況によっては、同表の金額を軽減できることがありますので、ご相談ください。

## 3 協力医療機関との連携体制

附属老健では、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保しています。

- ① 協力病院      群馬中央病院      前橋市紅雲町1-7-13
- ② 協力歯科      群馬中央病院 歯科      前橋市紅雲町1-7-13
- ③ 協力歯科      芳賀歯科医院 歯科      前橋市高花台1-9-2



#### 4 附属老健 利用に当たっての留意事項

##### ① 面会

面会時間は、13時から19時30分までとします。緊急の場合は、この限りではありません。

面会の際は、各サービスステーションの前にある面会簿に必要事項を記入してください。

利用者のご家族等におかれましては、できるだけ面会に来ていただきますようお願いいたします。

##### ② 施設利用中は栄養管理をするうえで、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事の持ち込みや、おやつ等の差し入れに関しては、医師又は管理栄養士にご相談ください。

##### ③ 飲酒

附属老健での飲酒は、療養上の問題から、**禁酒とします。**

##### ④ 喫煙

附属老健での喫煙は、療養上及び防災上の問題から全館禁煙とします。

##### ⑤ 外出・外泊

外出・外泊の際は、外出・外泊届けにより必ずサービスステーションまで申し出たうえで、医師の許可を得てください。

##### ⑥ 入所中、外出・外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為は附属老健で行います。そのため、他の医療機関で受診したり、投薬をうけたりすることはできないことがありますので、必ず事前に附属老健にご相談ください。

##### ⑦ 金銭・貴重品の持ち込み

金銭・貴重品の持ち込みは、禁止いたします。万一、紛失等があった場合、当施設では責任を負いかねます。

##### ⑧ 当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

##### ⑨ ペット等の動物の持ち込みは、原則禁止となります。

#### 5 非常災害対策

##### ① 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

##### ② 防災訓練（年2回実施）

（昼間訓練） 避難訓練、消火訓練及び通報訓練

（夜間想定訓練） 避難訓練、消火訓練及び通報訓練

〈別紙3〉

## 個人情報の取り扱いについて

### I. 群馬中央病院附属介護老人保健施設 個人情報保護方針

群馬中央病院附属介護老人保健施設では、常日頃より利用者様の視点に立ち、質の高いケアの実現とより良い利用者様のサービスの提供を目標として、業務を営んでおります。利用者様の健康状態に応じて迅速に的確な医療・ケアを提供させていただくためには、利用者様**及び家族**に関する様々な個人情報が必要です。利用者様との確かな信頼関係を築き上げ、安心して医療、ケアサービスを受けていただくために、個人情報の保護は非常に重要なことです。

当施設は、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

#### 1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規定を定めこれを遵守します。

#### 2. 個人情報の安全対策

利用者様の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩などに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図ります。

#### 3. 個人情報に関する法令・規範の厳守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

#### 4. 職員の教育

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を継続的に実施します。

#### 5. 診療情報の提供・開示

診療情報は、規程に基づいて提供・開示します。

#### 6. 継続的改善

以上の活動について、内容を継続的に見直し、改善に努めます。

### II. 介護・診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）及び個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

#### 【介護・診療情報の提供】

- ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師、介護士又は支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別な手続きは必要ありません。

#### 【介護・診療情報の開示】

- ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師又は「相談室」に開示をお申し出ください。なお、開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

#### 【個人情報の内容訂正・利用停止】

- 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査のうえ、対応いたします。

#### 【個人情報の利用目的】

- 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細はⅢ「利用目的」に記載します。
- 当施設は卒後医師臨床研修施設及び看護・介護職の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医及び介護・医療専門職等の学生が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

#### 【ご希望の確認と変更】

- 入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者様ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- 居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。
- 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

#### 【相談窓口】

- ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。

個人情報保護相談窓口・・・附属老健1階 相談室

### Ⅲ. 利用目的

群馬中央病院附属介護老人保健施設は、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。表記されていること以外に情報を使用する場合は、必ず利用者様、またはご家族様に確認し同意を得てから利用させていただきます。

#### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

- －入退所等の管理
- －会計・経理
- －事故等の報告
- －当施設利用者の介護・医療サービス・安全管理の向上（受付や診察等での呼び出し、療養室入り口及びベッドでの名前の掲示、電話・窓口による利用の問い合わせに関する情報提供、病状・介護状況説明等の情報享受者の指定）
- －当該利用者の介護・医療サービスの質の向上（施設内生活及び行事等で撮影されたものの展示、レクリエーションなどで作成された作品の作成者の展示等）

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者へ居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合。
  - －検体検査業務の委託、その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - －併設（群馬中央病院、居宅介護支援事業所）間で、この利用目的の範囲内での情報共有
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生・教員の実習およびボランティアへの協力
  - －当施設において行われる症例研究

〔当施設の外部での利用に係る利用目的〕

- －学会発表や学会誌報告などの学術研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供